

骨子案全般について

○第 2 期の消費者基本計画は 2020 年からの 5 年を対象としていますので、大阪万博の開催までを念頭において計画を策定することが必要になります。また、SDGs 日本モデルとの関係で、大阪府の消費者政策の基本的な施策にどのように反映させるのか、考え方を明確に示すこと、すでに第 4 期（次期）の国の消費者基本計画の検討会で指摘されている点を考慮した上で、大阪府としてどのような取り組みをするのか具体的な方向性を示すとともに、第 2 期における重点施策を明らかにすることが必要になります。

骨子案を前提として、この章のこの部分についての意見という以前に、第 2 期の消費者基本計画の策定の考え方について議論をしっかりとしていただきたいと思います。

このような観点からは、以下の点について検討されるべきであると考えます。

1. 府下の地方自治体の消費者基本計画の策定について、どのように府が支援するのかを基本計画に記述することが必要になります。地方自治体ごとにではなくて、府の消費者センターが設置されているところを中心に広域連携的な基本計画を作成することが現実的であると考えます。府の地域の消費者センターを拠点として機能を強化することが、消費者教育の観点からも重要です。小学校・中学校での消費者教育の推進のためには、市町村の教育委員会との連携が必要であるためです。
2. 消費者教育推進地域協議会は、学校教育と成人教育について基本的な考え方をしっかりと議論する組織として機能させる必要があります。
学校教育における消費者教育の推進のうち、教員による消費者教育の指導力向上のための教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取り組みについては、4 省庁「若年者への消費者教育推進に関するアクションプログラム」の別紙に推進すべき取り組みについて記述されており、これにそって、府の基本計画で策定する必要があります（教育育成協議会で消費者教育について協議する分科会等の設置など。教育庁には、文科省から通知がいつているはず）。また、学校教育における消費者教育については、啓発と教育とが目的を異にする点を理解した上で具体的な計画を策定すべきです（基本的な考え方については、別紙を参照してください）。
3. 消費者安全推進地域協議会の府下の地方自治体での設置の拡大支援と機能強化によって、高齢者の消費生活をサポートする体制を強化することが必要になります。相談にいけない高齢者へのアウトリーチ型のアプローチを強化することが必要になります。

4. 外国人労働者の増加、大阪万博の開催にむけて外国人旅行者の一層の増加が想定されます。外国人が直面する消費生活上のトラブルへの対応強化を図ることが必要になります。
5. 中小企業におけるキャッシュレス決済を支援するとともに、利用者保護の観点からキャッシュレス決済についての消費者啓発を強化することが必要になります。
6. 長期間消費者行政に携わるエキスパート職員の育成のしかた、消費者教育コーディネーターを定員外職員として常駐させる体制づくりについて具体的に記述することが必要になります。

○従来の計画を踏まえつつ、国の「第4期消費者基本計画」や国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」との整合性にも配慮したバージョンアップになっており、好ましいと感じた。今後、ネットを介した取引はさらに発展増大していくと思われ、そうした新しい現象に応じて、消費者政策も、柔軟に見直しをしていく必要があると思われる。既存の強固なネットワークは、間違いなく、府の資産であり、そうした資産を活かしつつ、新たな問題へ対処していく試みを感じられた。いずれにせよ、日々、新たな問題が生じてくるはずであり、本計画案をベースにしつつ、予防的な教育と事故事件が起きた場合への適切な対応が継続的に検討されていくべきであろう。

構成として、冒頭に計画の基本的な考え方を示したうえで、消費生活の現状を踏まえ、つまりデータをもとにしながらか、基本的な理念を明らかにし、施策を展開することは、適切なものである。望むらくは、こうした流れが、一方通行で終わるのではなく、計画の実進を進めながら、つねに、フィードバックを行い、修正点があれば、それを共有することが望ましいかもしれない。

○1. 「重要目標達成指標」（KGI）も設定することとしてはどうか？また、それを具体化していくために、「重要達成度評価指標」（KPI）を設定するとともに、「行程表」を作成することを明記してはどうか？

2. 5年という比較的長い期間の計画であることから、社会状況の変化や法律・条例の改正、国及び大阪府の施策・計画などの変化に応じて、適宜見直しも行うことを明記してはどうか？なお、第1期の計画には、必要に応じて見直すことが明記されていた（p4）。

3. 全体的に分量が多く、文章も長いので、内容を希薄化させない形で、平易化・簡素化できないか？大阪府の他の基本計画や、他の都道府県の消費者基本計画などを参考にするとよいと思う。

○5年間を見通した重点課題と目標を設定し、そのチェックと見直しをしていくことで、計画的に施策を推進できる計画にすべきと考えます。詳しくは、別紙に第1回検討部会提出意見としてまとめました。(別紙は、第1回検討部会の際に、委員の皆さまに配布願います。)

・重複の記述が多く、文字量も多く、分かりにくいという印象が強いです。

以下の意見も踏まえて整理し、なくてもかまわない記述は削り、可能なところは箇条書きにするなどの工夫をして、できるだけ府民が読んで分かるものにすべきと考えます。

○第1章から第4章まで同じ言葉(表現)の繰り返した多く見られ、諄さが感じられる。もう少し端的にまとめられないか

○2015年策定の基本計画(以下前計画)から、文章は少々変更されているが、目新しいものがない。新規とされている施策に「大阪府独自の視点」が見当たらない。

例えば、2025年に予定されている大阪万博開催、カジノの誘致を前に、ギャンブル依存症対策部門との連携など、消費者の安心安全な生活を守る施策を一項目として取り上げてほしい。

前計画には、具体的な目標設定が無かったため評価がしにくい。計画には検証が必要である。新計画には最初から具体的な数値目標を明確に設定し、毎年度ごとの検証をするべきである。

消費者教育推進地域協議会が設置されたのだから、消費者教育の推進に関しては、第4章の施策の展開の基本目標の一つとして取り上げるのではなく、消費者教育推進計画として、独立した章で取り上げるべき。

文章ばかりでポイントがわかりにくい。また、再掲が多すぎるので簡潔に整理が必要。最後尾に参考資料としてデータ図表をつけるのではなく、文章の中に盛り込んだ方がわかり易い。また、施策の体系図や、ポイントなどを随所に入れてほしい。

○すばらしい骨子案が出来上がっているので、骨子案の具体的な行動計画と積極的な運営が推進していくかが課題である。

○第2章と第3章の入れ替えをすることで現状と課題に対する基本目標の考え方から施策に展開する流れでわかりやすく繋がるのではないかと考えます。

1. 消費者基本法(基本理念2条)に基づく 第4期のP3 →基本理念に直接関わる
提言I. SDGsと消費者問題

第2期消費者基本計画では、

第1章 計画の基本的な考え方 第2期のP3

第3章 消費者施策の基本的な考え方・理念 第2期の P16

2. 基本的施策（11～23条） 基本目標Ⅰ～ 第3期の P3 →Ⅱ. 基本的施策に関する提言

第2期消費者基本計画では、

第2章 消費生活をめぐる現状と課題 第2期 P 5

第4章 施策の展開 第2期の基本目標Ⅰ～P2 1

3. 各主体の責務（3～8条） 第4期の P3 →Ⅲ. 政策の推進主体に対する提言

第2期消費者基本計画では、

第5章 計画の推進方策と進行管理 第2期の P56

※基本理念に直接関わる重点ポイントや基本的施策としての骨子項目が明確となるかと考えます。

次に、第2期消費者基本計画の建付けについて、第3期消費者基本計画工程表概要及び第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会報告書（概要）とのスキームに整合性がとれるように見直しをおこなう必要があると感じます。

その他検討作業等に対するご意見

○政策の実施状況のモニタリングは重要であるけれども、過度な負担を実施者に負わせることには注意が必要であろう。必要な情報は整理、確認してほしいけれども、あまりに細かな分析は、かえって論じるべき点が見えにくくなるように思われるところである。

○計画策定では、大阪府の具体的な状況をふまえて、具体的なめざす状況、数値目標などを設定することが最重要で、これを計画期間中に達成するために施策がある、新たな施策を考える、施策を改善、見直し、廃止するという、目的志向を徹底することが求められる。

○基本計画の府民への周知について

・計画の内容を、事業者・消費者により分かりやすく伝えるために、コンパクト化した概要版を作成できないか？（HPで詳解している「大阪府消費者基本計画の概要」をもう少し詳しく説明的にしたパンフレットのようなもの）

○2回の検討部会でどこまで議論が進むのか正直不安ですが、委員として努力したいと思います。

○はじめての事なので分かりませんが、検討作業でどの様に変化するか楽しみです。検討委員だけでなく、委員の皆様で検討できる方法でお願いしたいです。